こまとちゃんと学ぼう

図書館資料コピーのルール

▲著作権にかかわる注意事項（NDL）
https://www.ndl.go.jp/jp/copy/copyright/index.html

著作権が保護される期間 とは？

著作者の死後（団体名義の発行物の場合は**公表後**）**70年**を経過するまで
※ただし、著作者の没年（団体名義の発行物の場合は公表年）が1967年以前であれば、著作権が消滅しています。

著作権が切れてパブリックドメインになったものは自由に利用できます。

※無断転載/改変禁止　©東京大学駒場図書館